

# ため池の安全対策事例集



令和5年3月  
農林水産省農村振興局  
整備部防災課

# 目次

1	はじめに	1
2	転落死亡事故の発生状況	2
3	転落事故防止対策の取組事例	4
	(1) 進入防止フェンス等の設置	4
	(2) 警告看板の設置	5
	(3) 転落時に脱出し易いタイプの製品を用いた護岸整備	6
	(4) 安全ネットの設置	7
	(5) 安全施設の点検と応急措置	8
	(6) 緊急一斉点検を踏まえた安全対策の推進	9
	(7) 実演イベント等の開催	11
	(8) 管理者等に対する研修会の開催	12
	(9) 子供の事故防止に向けた啓発活動	13
	(10) 賠償責任保険への加入	15
4	転落事故の法的責任	16
	・土地の工作物責任	
	・公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく賠償責任	
	・賠償責任を負わなかった事故の事例	
	・賠償責任を負った事故の事例	
5	ため池の安全対策を支援する国の補助事業	20

# 1 はじめに

ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、古来より多くの施設が築造され、我が国の農業の発展に重要な役割を果たしてきました。

一方、農村地域の都市化、混住化に伴い、ため池への転落事故の危険性が増しており、ため池の管理に当たって、一層の安全性の確保が必要となっています。

このような中、農林水産省では、安全施設の整備費用の補助やため池の管理者等への注意喚起を促すことにより、安全対策を推進してきましたが、依然として痛ましい事故が毎年発生しています。

そして、こうした事故の中には安全施設の設置の不備等により、ため池の所有者や管理者に対して、民法や国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴訟が提起される事例も見られます。

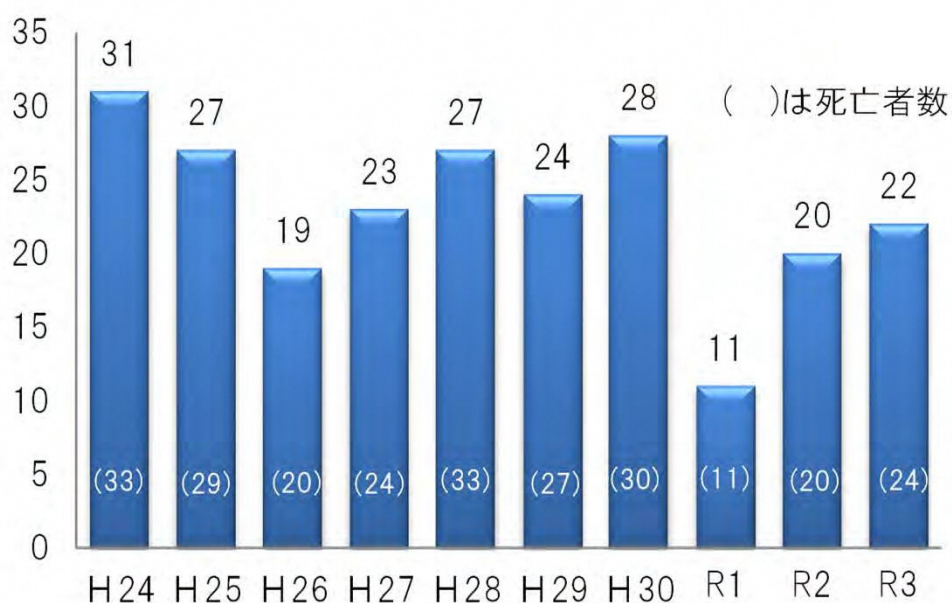
本事例集は、安全対策に対する意識の向上を図り、より効果的な対策が講じられるように、地方公共団体やため池の管理者等の参考資料として、転落事故や安全対策の事例を取りまとめたものです。

ため池への転落事故の未然防止のため、安全対策に万全の措置が講じられるよう、本事例集を活用いただきますようお願いいたします。

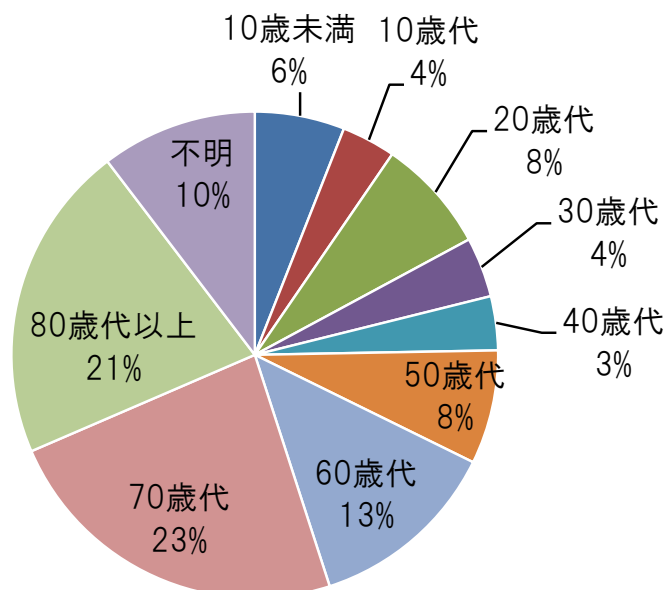
## 2 転落死亡事故の発生状況

ため池では、毎年20件前後（平均25人程度）の転落死亡事故が発生しています。死亡者の年代別割合は、70歳以上が44%と高くなっています。また、20歳未満の割合が10%を占めています。

### 年度別の死亡事故発生件数



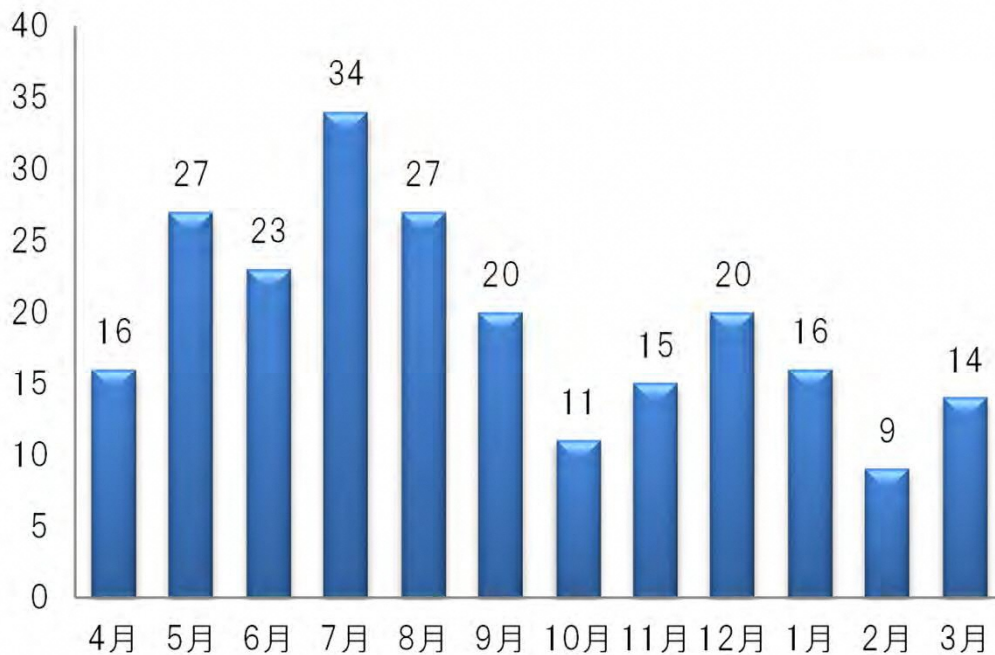
### 死亡者の年代別割合



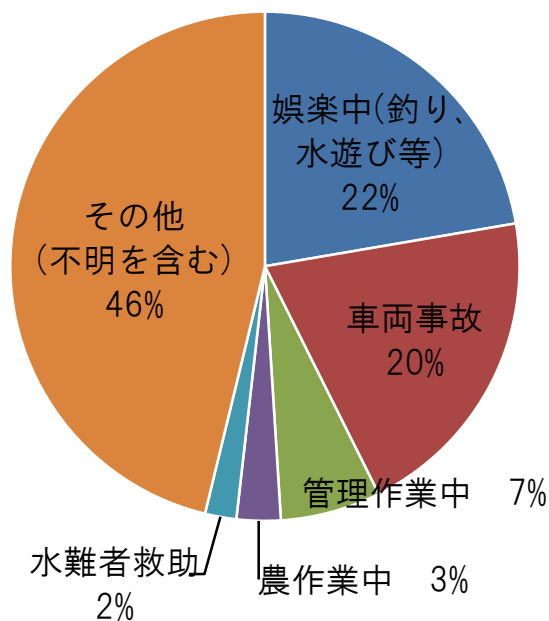
※各都道府県から農林水産省への事故報告（H24年度～R3年度）による。

ため池への転落死亡事故は、5月から9月にかけて多く発生しています。転落死亡事故は、原因が不明であるものなどを除き、娯楽中（釣り、水遊び等）の事故が22%と最も多く、次いで車両事故20%、管理作業中の事故7%の順に多くなっています。

### 過去10か年の月別の死亡事故発生件数



### 死亡事故の原因別割合



※各都道府県から農林水産省への事故報告（H24年度～R3年度）による。

### 3 転落事故防止対策の取組事例

#### (1) 進入防止フェンス等の設置

周辺環境から転落事故の発生が懸念されるため池において、進入防止フェンス等が設置されています。

##### 奈良県天理市 指柳池

奈良県天理市の指柳池では、老朽化により、フェンスの金網の損傷や傾きが見られたため、天理市が事業主体となって、進入フェンスを設置。



- …救命用ブイ ● …警告看板
- …進入防止フェンス

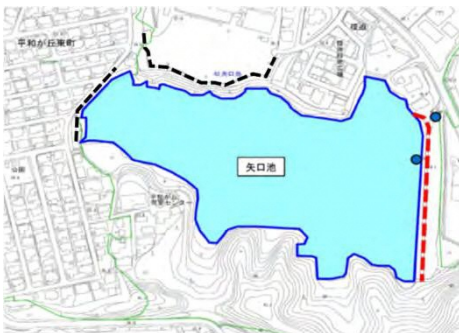


指柳池は、市の中心部に位置し、周囲はスーパーマーケットや住宅が隣接しているなど宅地化が進んでいる。

農村地域防災減災事業で設置した進入防止フェンス、警告看板及び救命用ブイ

##### 宮崎県宮崎市 矢口池

宮崎県宮崎市の矢口池は、警告看板を設置していたが、立ち入りが後を絶たない状況であったため、多面的機能支払交付金を活用し、立ち入りが多く、フェンスが未設置であった堤防上に、進入防止フェンスを設置。



- …進入防止フェンス
- - - …進入防止フェンス (既設)
- …警告看板 (既設)



矢口池は、周辺に団地や小学校が隣接し、直下に県道も通っており、ため池所在を認知する住民は非常に多い。



不用となったフェンスを譲り受けることができたため、多面的機能支払交付金を活用し、安価にフェンスを設置

## (2) 警告看板の設置

進入防止を警告するため、警告看板の設置や、ため池管理者等への警告看板の無料配布等に取り組まれています。

### ため池管理者等への警告看板の無料配布（岡山県津山市、広島県東広島市）

津山市では、点検活動等を通じ、管理者から要望を受けて劣化状況を確認し、警告看板の交換や配布を実施。



地元の方言や伝説のある河童を用いた警告看板のデザイン

東広島市では、簡易な申請により、看板及び支柱を最速で即日交付することにより、スピーディな対策を支援。



市ホームページ等により支援を周知

### 警告看板の設置（栃木県市貝町、芳賀町）

栃木県市貝町、芳賀町等では、進入防止を注意喚起する警告看板を設置。看板には、ハザードマップが参照できるQRコードも掲載し、ため池決壊に関する情報の住民への周知にも努めている。

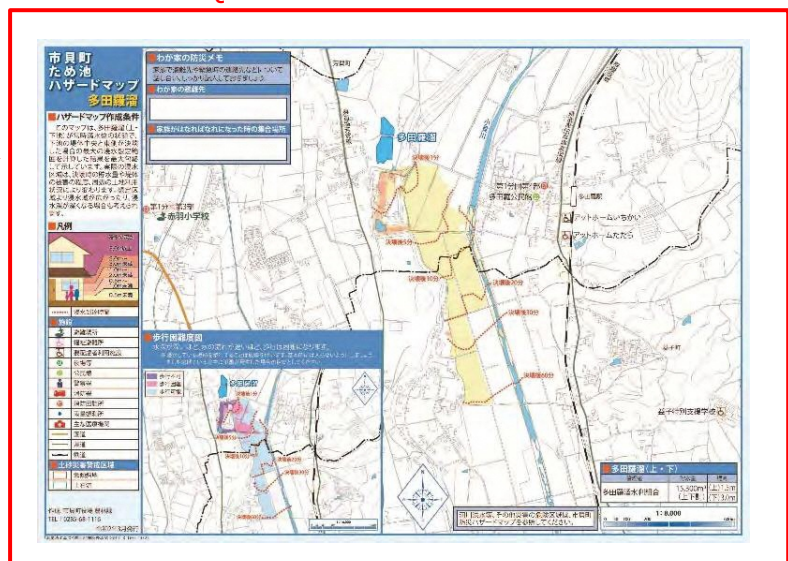


市貝町における設置例



芳賀町における設置例

スマホ等でQRコードを読み取ってハザードマップが見れる



### (3) 転落時に脱出し易いタイプの製品を用いた護岸整備

ため池に誤って転落した場合に、上りやすい構造となっている防災タイプの製品を用いた護岸整備が行われています。

#### 鳥取県米子市 大池

老朽化が顕著で耐震性を有していなかったため、R2年度から改修工事に着手。ため池上流斜面の護岸整備に当たり、転落防護柵を設置するとともに、護岸には昇降可能機能を有した製品（防災ステップ布製型枠）を採用。

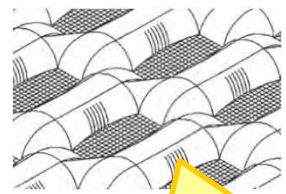


上流斜面波除護岸（防災ステップ布製型枠）

#### ■ ため池の特徴

- ・堤高：4.5m 堤長：106.5m  
総貯水量1.7万トン
- ・ため池直下流や周辺は住宅が密集。
- ・農村地域防災減災事業で改修工事を実施。

#### 防災ステップ布製型枠（メーカーカタログ）



足を掛けての昇降が可能

#### 愛知県みよし市 保田ヶ池

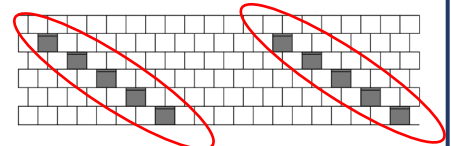
愛知県では、平成19年度以降、安全対策の一環として、ため池の護岸整備において、上りやすい構造となっている防災タイプの張ブロックを用いた整備を実施。



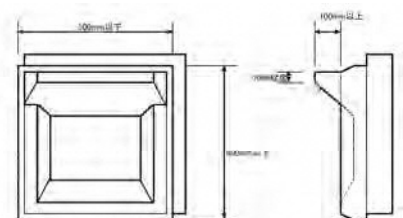
張ブロックの一部に突起が設けられた防災タイプのものを階段状に組み合わせることで、誤って転落した場合に脱出しやすい構造としている。



#### 防災タイプを階段状に設置



#### 防災タイプ参考図



#### ■ ため池の特徴

- ・総貯水量約14万6千トン。約95haの農地に農業用水を供給。
- ・ため池周辺には、遊歩道やカーヌーポロ競技場が整備されており、地域住民の憩いの場となっている。
- ・農村地域防災減災事業を活用し、ため池の耐震補強等の工事を実施。





## (4) 安全ネットの設置

ため池に誤って転落した場合に、脱出を補助する安全ネットが堤体法面に設置されています。

### 秋田県仙北市 岡本ため池

堤体の改修工事に併せて、堤体部及び洪水吐きに転落防止柵を設置するとともに、誤って転落した場合に脱出を補助する安全ネットを設置。



- ・ため池の周囲は宅地が存在し、隣接する市道は通学路として利用。
- ・ため池管理者及び第三者の水難事故の発生が懸念されたことから、転落防止柵及び安全ネットを設置

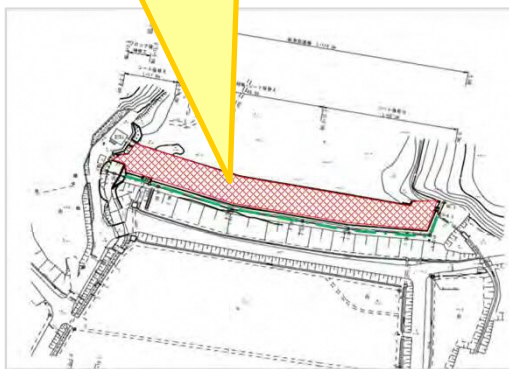


農村地域防災減災事業で設置した安全ネット

### 新潟県刈羽村 長池

堤体の改修工事に併せて、第三者の転落を防止するため、堤体部に転落防止柵を設置するとともに、誤って転落した場合に脱出を補助する安全ネットを設置。

堤頂部に転落防止柵、遮水シートの上から安全ネットを設置



☒ : 安全ネット

— · — : 転落防護柵



農村地域防災減災事業で設置した安全ネット

## (5) 安全施設の点検と応急措置

安全施設の点検を行い、不具合が確認された場合、応急措置が講じられています。

### 大阪府東大阪市 河内中池

大阪府では、ため池の防災・減災に係るアクションプランに基づき、毎年、市町村やため池サポートセンターと連携し、防災重点農業用ため池の点検調査を実施。点検時に安全施設の不具合が確認された場合には、ため池管理者と状況を共有し応急措置を講ずるよう対応。

河内中池では、点検の結果、安全柵の欠損が確認されたため、応急措置として金網等で遮断。今後、市が安全柵の改修を予定。



河内中池



安全柵の点検状況



安全柵の破損状況



金網による応急措置の状況



部分的な更新整備（例）

### 石川県小松市 殿様堤

多面的機能支払交付金を活用し、毎年3月に点検活動を実施。安全柵の欠損が確認されたため、応急対策として欠損部を遮断し、警告看板を設置。その後、土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、安全柵の全面的な更新整備を実施。



ため池の点検の状況



安全柵の破損状況



応急対策の状況

ロープで遮断



全面更新整備の状況

## (6) 緊急一斉点検を踏まえた安全対策の推進

転落事故の発生を受けて、県が主体となって、ため池の緊急一斉点検を行い、その結果を踏まえ、安全対策を推進する取組が進められています。

### 宮城県

宮城県は、小学生の転落事故の発生を受けて、集落の周りや道路に近接し人が容易に立ち入ることができる県内のため池1,543か所において緊急一斉点検を行い、R4～6年度までの3か年で、集中的に安全対策に取り組んでいるところ。

### 緊急点検結果

ため池1,543か所において、緊急点検を実施した結果、要対策箇所は、ネットフェンス等499か所、警告看板589か所、救助ネット等56か所。

### 対策の考え方

■ 基本方針は、以下のとおり。

- ・R4年度からR6年度までの3か年で集中的に安全対策を実施。
- ・安全施設の整備は、救助ネットの設置を最優先とすること。
- ・「立入禁止看板」は、原則直営で令和4年度中に実施すること。
- ・事業主体は原則市町村とし、対策の優先順位は各市町村が整理。

<対策のスケジュール案>

対策	箇所数	R4	R5	R6
ネットフェンス等	499か所	応急対策64か所	160か所	275か所
警告看板	589か所	589か所		
救助ネット等	56か所	5か所	51か所	



立入禁止看板の設置



応急処置状況(ロープ、浮輪、救助ネット)



ネットフェンスの設置状況



救助ネットの設置状況

## 山形県

山形県は、他県で発生した小学生の転落事故を踏まえ、小中学生が自転車等で移動可能な範囲にある県内のため池499か所において緊急一斉点検を行い、不具合が確認された箇所への安全対策を推進。

### 緊急点検結果

ため池499か所において、緊急点検を実施。点検結果は以下のとおり。

- ・侵入防止設備に不備がある 294箇所
  - ・注意喚起看板に不備がある 297箇所
  - ・脱出が困難なため池である 7箇所
  - ・問題なし 146箇所
- } 353箇所（重複あり）

### 対策の考え方

- 基本方針は、以下のとおり。
- ・注意喚起看板は、原則、管理者等による直営でR4年度～R5年度に実施。
- ・安全施設の整備は、救助ネット等の設置を最優先で実施（シート張りの堤体について救助ネット・ロープ等を設置）。



緊急点検の実施状況



注意喚起看板の設置状況

## 静岡県

静岡県は、小学生の転落事故の発生を受けて、県内640か所のため池の状況や、安全施設の設置状況を調査。民家が隣接しているなど第三者の立ち入りが想定される346か所のため池を優先対策箇所を選定し、今後の対応を検討。

### 緊急点検結果

- ・事故の事例から、水難事故が発生しやすい条件（民家や通学路等に隣接している。釣り人など第三者による立ち入りが確認されている。）を抽出し、346か所のため池を優先対策箇所として選定した上で、安全施設の設置状況を調査。
- ・優先対策箇所の点検結果は、右表のとおり。

【優先対策箇所の点検結果（R3年度時点）】

項目	対策済み	未実施
進入防止フェンス等	247か所	99か所
警告看板	219か所	127か所

### 対策の考え方

- ・調査の結果、進入防止フェンス等と警告看板のいずれも対策未実施であった58か所について、簡易な警告看板の設置を管理者に指導。
- ・R5年度以降、第三者の立ち入りが多い箇所を優先し、進入防止フェンス等の設置を推進。
- ・これに加え、市の広報やSNSにより、住民への注意喚起を促すとともに、ため池管理者講習会にて事故防止の注意喚起を実施。



警告看板の設置

## (7) 実演イベント等の開催

転落事故の危険性や対処法、脱出補助施設の効果や改善点について確認するため、ため池に転落した場合を想定した実演イベント等が開催されています。

### 事故防止に向けた実演イベントの開催（新潟県）

新潟県ため池サポートセンターは、刈羽村の長池において、管理者を対象とした現地指導会を開催し、適正な安全管理について説明するとともに、ため池へ転落した場合の危険性と対処法を実演。



ため池の適正な管理について説明



ため池へ転落した場合の危険性と対処法を実演

### 救命用ロープなどの効果検証会の開催（長野県）

長野県筑北村の樋の口では、実演により脱出補助施設の効果を検証。救命用ロープの見つけ易さやロープのこぶの間隔、浮き輪の機能などを検証し、改善点を確認。



#### ■ ため池の特徴

- ・樋の口は、総貯水量約0.9万トン、外周約300m、水深約3mのシート張りため池。
- ・H23年に隣接するため池の転落死亡事故の発生を受けて、救命用ロープや浮き輪などの安全設備を整備。



## （8）管理者等に対する研修会の開催

ため池の安全管理や安全対策について注意喚起を促すため、管理者等に対する研修会が開催されています。

### 安全対策や日常管理に関する現地研修会開催（福島県）

福島県は、ため池管理者に対して、日常点検の方法及び安全対策の必要性等を周知するため、福島県ため池サポートセンターと協力し、現地研修会を開催。

<研修会の開催方法>

- 毎年、県の出先事務所等の単位で、年1回以上、ため池管理者を参集し、現地研修会を開催。



安全対策研修会の実施状況



安全対策（転落防止柵の設置状況）の確認



ため池の漏水の有無の確認

### サポートセンターによる研修会の開催（熊本県）

熊本県は、サポートセンターが主催する研修会において、安全対策の研修を実施。

<研修内容>

- 近年のため池における水難事故の発生状況及び他県での死亡事故の事例
  - ため池管理者の管理責任
  - ため池における安全対策事例及び補助事業
  - ため池の危険性等のYou Tube動画の視聴
  - 遠隔監視システムや簡易補修方法の現地研修会
- ※市町村職員に対しても安全管理についての説明を実施



研修会の実施状況



ため池の危険性についての動画視聴

## (9) 子供の事故防止に向けた啓発活動

子供のため池への転落事故を防止するため、関係機関と連携した啓発活動等に取り組まれています。

### ため池事故防止・注意喚起動画の作成（宮城県）

児童、教師、保護者等に、ため池の役割や転落事故の危険性の理解を深めてもらうための動画を作成するとともに、教育機関と連携し、動画の周知と活用を図っている。

<取組内容>

- 「ため池事故防止・注意喚起動画」を県広報課YouTubeチャンネルで公開（R4年7月）  
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/tameike-rule.html>
- 動画の周知と活用を図るため、県教育委員会と連携し、以下の取組みを実施
  - ・警察署や消防署，教育委員会等が参加する会議での情報共有
  - ・学校向けに配布する広報誌への情報掲載
  - ・全小学校に動画活用について案内するとともに、保護者等への一斉メール配信の実施
  - ・職員による小学校への出前講座の実施



ため池事故防止・注意喚起動画



小学校での啓蒙活動

### ため池管理者による出前授業（大分県宇佐市）

大分県宇佐市の土地改良区では、小学校と連携し、「ため池の学校」を開催。ため池の役割や転落事故の危険性について、児童の理解を深めている。



小学校での啓蒙活動



土地改良区が管理する一部のため池は、堤体が地域住民の利用する道路になっており、人通りが多いところもある。

## 小学校と連携した「ため池ふるさと教育プログラム」の実施（兵庫県）

兵庫県では、ため池等を地域の財産として認識するとともに、ふるさとへの愛着を醸成するため、6年間の継続的な体験型の学習機会を提供する「ため池ふるさと教育プログラム」を実施。

<4年生の授業内容>

- ため池の役割や意義のほか、危険性についても学習し、ため池で溺れた時に浮き輪代わりとなる救助具「レスキューペットボトル」を発案。
- ボトルの数や重さ、ロープの取り付け方法などを実際に近くのため池で検証しながら製作、設置。
- この取組は、新聞やテレビのニュースなどにも取り上げられた。



ため池学習の様子



レスキューペットボトル発案



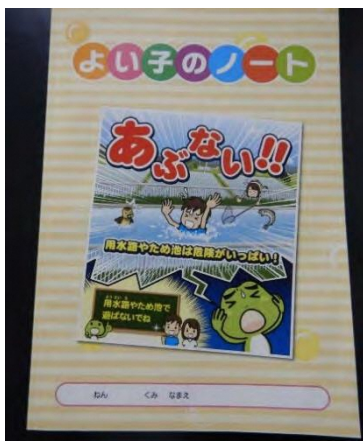
ニュースで放映



レスキューペットボトル設置

## チラシ等の配布

ため池の危険性を注意喚起するため、教育機関と連携し、小学生等にチラシを配布。



ノートの配布  
(北海道土地連)



チラシの配布  
(青森県)



チラシの配布  
(新潟県)



## (10) 賠償責任保険への加入

万が一に備えて、施設の管理等に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償する保険への加入に取り組まれています。

### 群馬県藤岡市 山崎池ほか12か所

群馬県藤岡市では、散歩道を含め通行者の多い道路に隣接するため池13か所において、国家賠償法等による賠償責任を負うこととなった場合に備えて、保険に加入。

#### 保険加入のきっかけ

昭和54年頃から、国が農業用水利施設の管理者に対して土地改良施設賠償責任保険への加入を勧めていた経緯があり、各土地改良区で検討を進めていた。昭和56年8月に幼児が市内の農業用水路に誤って落ち、流される事故が発生したことが、市や土地改良区で損害賠償責任保険に加入するきっかけとなった。

#### 対策及び費用負担の考え方

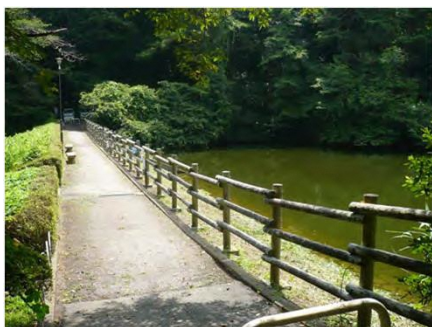
- 転落防止用の柵を設置するなど、事故防止に努めているが、散歩道を含め通行者の多い道路に隣接している施設については、管理者として法律上の賠償責任を負った場合に備えて、賠償責任保険に加入。
- 市と土地改良区の共同で保険に加入しており、保険料は市が全体の4割を負担し、残りは、施設数に応じて各土地改良区が負担。（一部土地改良区を除く）

#### <保険の内容>

①施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥、②施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、他人にケガをさせたり（対人事故）、他人の物を壊したり（対物事故）したために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償する保険



進入防止フェンス、警告看板の設置状況



転落防止柵の設置状況



賠償責任保険に加入している山崎池

・山崎池(だるま池・ひょうたん池)は、庚申山総合公園内に位置しており、堤防上は散歩コースとして指定されているなど、公園内施設の一部としても活用されている農業用ため池である。

## 4 転落事故の法的責任

安全施設の設置の不備等により、ため池で転落事故が発生した場合、民法第717条や国家賠償法第2条に基づき、管理者等に対する損害賠償責任が問われる場合があります。

### 土地の工作物責任（民法第717条）

民法第717条に規定する土地の工作物責任は、ため池を占有又は所有する個人や水利組合等に適用されます。

#### 1 占有者の責任

- (1)土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負うこととなります。
- (2)ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な措置をとっていたことを証明した場合には、免責されます。

#### 2 所有者の責任

占有者が免責された場合、土地の工作物の所有者に対して損害賠償請求ができることとされています。安全性を欠いたことによる所有者の賠償責任については、過失があったかどうかは関係ない（無過失責任）とされています。

#### 3 過失ある者への求償

土地の工作物の占有者又は所有者は、被害者に支払った損害賠償について、工作物の瑕疵を生じさせたことに関して過失ある者に求償できます。

例えば、工作物の工事の請負業者に瑕疵が認められた場合、請負業者に対して求償することなどが考えられます。

#### <参考>

##### ・土地の工作物

土地に接着した人工的作業を加えた物であるとされており、ため池も土地の工作物に含まれています。

資料:「土地改良施設安全管理の手引き」（平成18年3月 全国水土里ネット）

# 公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく賠償責任(国家賠償法第2条)

公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために生じた損害賠償について、国又は公共団体は、その責任を負うことになります。

## 1 公の営造物

「公の営造物」とは、国又は公共団体が直接公の目的に供される有体物、物的施設をいい、民法第717条に規定する「土地の工作物」の概念を包含し、それよりも広いと考えられています。動産も「公の営造物」に含まれます。土地改良区では土地改良施設がこれに当たります。

## 2 営造物の設置又は管理の瑕疵

営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。

安全性を欠くかどうかの判断は、その施設の構造、本来の用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべきものとされています。

なお、安全性を欠いたことによる国及び公共団体の賠償責任については、過失があったかどうかは関係ない（無過失責任）とされています。

### (1)設置の瑕疵について

施設の設置の瑕疵については、設計の不備、粗悪な材料等、設計、建造に不完全な点がある場合など原始的瑕疵であるといわれています。

### (2)管理の瑕疵について

施設の管理の瑕疵については、維持、修繕や保管に不完全な点がある場合など後発的瑕疵であるといわれています。

## <参考>

### ・国家賠償法第2条と民法第717条の工作物責任関係

	国家賠償法第2条	民法第717条
適用範囲	公の営造物（動産を含む）	土地の工作物（定着物に限る）
免責	免責規定なし	占有者に限り条件付きで免責規定あり
求償権	他の損害の原因について責に任ずべき者があるときに可能	工作物の瑕疵を生じさせたことに関して過失ある者に可能

資料:「土地改良施設安全管理の手引き」(平成18年3月 全国水土里ネット)

## 賠償責任を負わなかった事故の事例

### 事案の概要

小学生が市有地にあるため池に転落して死亡した事故について、ため池の設置管理に瑕疵がなかったと判断された事案。

### 転落事故の状況

小学生数名が金属製の扉（取水量調節バルブの開閉操作のために設置）から、フェンスの内側（ため池側）に入り、そこで魚とりをした。魚がとれたので、帰ろうということになり、一列になって扉の方に向かっていた途中で、1名が誤ってため池に転落した。

### 現場状況

転落した付近のため池の水深は約1.4mあり、護岸ブロックの勾配は直角に近い状況であった。ため池には、高さ約1.2mある金属製のフェンスが護岸に沿って、間断なく設置されていた。護岸天端の幅員は、小学生が進出した扉や転落した付近で20cm程度であった。

### 裁判所の判断

ため池には高さ1.2mある金属製のフェンスが護岸に沿って間断なく設置されていたので、これによりため池への転落事故は通常防止されていたと見ることができる。

小学生が進出した扉及び転落した場所付近のフェンスの内側には、平均20cm程度の天端があるだけで、客観的に見てこの部分のフェンスを乗り越えたり、天端を歩行したりすることは相当困難であって、この部分に人が立ち入ることは通常考えられず、少なくとも事故前にこの部分が子供の歩行に利用されていたと認められる証拠は存在しない。そのため、この部分を歩行するという小学生の行動は、通常予想しえない異常な行動というべきである。

少なくとも以前にこのため池で転落事故が発生していたとは認められず、また、危険性の改善を求める陳情等がなされていたというような事情も認められない。

したがって、事故当時、本件ため池への転落事故防止設備に特段の変更を加えるべき状況には未だ至っていなかったというべきであって、ため池が通常有すべき安全性を欠いていたものと認めることはできない。

よって、本件ため池の設置又は管理に瑕疵があるとは認められない。

資料：WESTLAW. JAPAN

## 賠償責任を負った事故の事例

### 事案の概要

幼児（当時2歳8か月）が、堤防からため池に転落して死亡する事故について、ため池の所有者である市に管理上の瑕疵があるとされ、国家賠償法第2条1項に基づく損害賠償責任があると判断された事案。

### 現場状況

ため池の周辺は、人家が密集して立ち並んでおり、外部からため池への出入りは容易であった。

ため池は、野鳥の観察場所や魚釣り場、遊び場等として、愛鳥家、釣人、子供達などが集まり、堤防上の通路は散策等に適した場所として、家族連れなど、多くの人々が訪れていた。

堤防の池側斜面は、路肩部分から護岸部分までの上半分が約26度、その下の護岸張（コンクリート）部分は上ることが困難なほど急で、しかも滑りやすい。

堤防上には、三か所の木柵が点在するような形で設置されているほかには、何か所か立入禁止の標識があったのみで、堤防全体への防護柵等は設けられていなかった。

### 裁判所の判断

本ため池は、幼児が接近することが十分に予測され、堤防上の通路から滑りやすい斜面に立ち入って、あるいは路肩付近で転倒するなど、ため池上流側斜面に転落する危険性があった。

ため池を所有及び管理する市としては、幼児が堤防上通路から斜面に立ち入ること及び路肩付近から転倒することを防止するに足りる十分な防護措置を講じるべきであった。

しかしながら、市が設置した柵自体も斜面への立ち入りや池への転落を防止する機能を十分に備えたものとは言えないことから、本ため池の管理には瑕疵があったと言わざるを得ない。

## 5 ため池の安全対策を支援する国の補助事業

事業名	事業内容	補助率	主な実施要件	事業実施主体
農村地域防災減災事業	安全施設の整備	50%等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が策定する農業水利施設安全対策推進計画等に位置付けられた施設であること</li> <li>総事業費200万円以上</li> </ul>	都道府県、市町村、土地改良区等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	安全施設の整備	50%等	<ul style="list-style-type: none"> <li>総事業費200万円以上</li> <li>受益者2戸以上</li> </ul>	都道府県、市町村、土地改良区、多面の広域活動組織等
多面的機能支払交付金	ため池の点検、安全施設の補修、安全施設の設置	定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画に位置付けられていること</li> </ul>	活動組織
中山間地域等直接支払交付金	ため池の点検、安全施設の補修、安全施設の設置	定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落等で協定を締結し、協定書に位置付けること</li> </ul>	農業者等

## お問い合わせ先

本事例集についてのお問い合わせは、最寄りの地方農政局等までお願いします。

お問い合わせ先	電話番号
東北農政局 農村振興部 防災課	022-263-1111 (内線4555)
関東農政局 農村振興部 防災課	048-600-0600 (内線3552)
北陸農政局 農村振興部 防災課	076-263-2161 (内線3581)
東海農政局 農村振興部 防災課	052-201-7271 (内線2672)
近畿農政局 農村振興部 防災課	075-451-9161 (内線2571)
中国四国農政局 農村振興部 防災課	086-224-4511 (内線2681)
九州農政局 農村振興部 防災課	096-211-9111 (内線4788)
沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課	098-866-0031 (内線83340)

発行元 : 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課

TEL 03-3502-8111 (内線5661)